

金するように言われても返済は不可能である。今後このようなことがないようにと審理員意見書等に記載されていたが、それは当然のことであり、問題は処分庁の責任は問われないのかということである。

2 審査庁

審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件についてみると、処分庁は、平成〇〇年〇月に、国民年金・厚生年金保険年金証書に基づく障害等級ではなく、精神障害者保健福祉手帳に基づいて障害者加算を認定していた事務処理の誤りに気付いたため、平成〇〇年〇月から平成〇〇年〇月までの間に審査請求人に対し支給した保護費の過支給額904,910円について、本件処分を行ったことが認められる。

(2) 審査請求人は、保護の開始申請をした段階で障害者加算の受給資格がないという間違いに気付かず4年以上も支給したのは明らかに処分庁のミスで管理がずさんとしか言いようがない、今までの加算金の返還を請求されてもすでに使っており、何の非もない審査請求人としては納得できない旨主張する。

確かに、審査請求人は保護開始申請時から、国民年金・厚生年金保険年金証書を提出していることが認められ、処分庁は、国民年金・厚生年金保険年金証書により障害の程度の判定を行うべきところ、精神障害者保健福祉手帳〇級をもって障害の程度の判定を行い障害者加算を認定していたという正確さを欠く事務処理によって、過払いが生じたものであり、審査請求人に何ら非はないものである。

しかしながら、法第63条は、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、条文中の「急迫の場合等」の「等」については、「保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の場合等」を含むものであり、最低限度の生活の需要を満たすに十分なものを超えて保護費の支給を受けた場合（過払いの場合）についても、処分庁の事務処理が正確さを欠いていたこと、審査請求人には非がないこと、また、すでに費消したことをもってしても、過払いとなった保護費の返還義務を免れる事由となるものではなく、処分庁の本件返還決定に、違法又は不当な点があると

までは認められず、審査請求人の主張には理由がないといわざるを得ない。

なお、上記のとおり、審査請求人に非がないことは明らかであり、審査請求人の心情は十分理解できるものである。処分庁においては、今後このような事務処理の誤りが起こらないよう、再発防止に取り組むよう強く求めることを付言する。

第4 調査審議の経過

平成29年9月4日	諮問の受付
平成29年9月11日	第1回審議
平成29年9月12日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限及び口頭意見陳述申立期限：9月29日
平成29年9月25日	審査請求人から口頭意見陳述申立書及び主張書面を受領
平成29年10月3日	第2回審議
平成29年10月20日	第3回審議
平成29年11月6日	第4回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第4条第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、これを受けて、保護の基準が定められている。
- (3) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、行政実務では、本条について、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」の「等」とは、

調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の決定をした場合等であると解されている（小山進次郎『改訂増補 生活保護法の解釈と運用』（昭和50年3月1日）649頁以下参照）。

(4)「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）第1の第2章「2 障害者加算」において、次のとおり定めている。

「(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という。）の1級若しくは2級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）。ただし、アに該当する者を除く。」

(5)「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7の2の(2)のエにおいて、「(ア) 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。(イ) 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」とされている。

2 認定事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

(1) 処分庁は、審査請求人から平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで生活保護の申請があったことを受け、その審査に際して、審査請求人から、国民年金・厚生年金保険年金証書の写し（障害の等級「〇級〇〇号」と記載。）及び精神障害者保健福祉手帳の写し（障害等級「〇級」と記載。）を受領した。処分庁は、申請日付で保護開始決定を行い、さらに同月〇〇日付の保護決定により、翌年〇月〇日から、審査請求人が障害等級「〇級」の精神障害者保健福祉手帳を保有していることをもって障害者加算を認定し、同加算を支給することとした。

(2) 処分庁は、平成〇〇年〇月に、審査請求人に係る障害者加算の認定の誤りに気付き、同月〇〇日、審査請求人宅を訪問し、①同年〇月分より加算認定を削除すること、②これまでに支給した加算分の返還が必要であること、について説明を行ったが、納得を得られなかった。同年〇月〇〇日に、審査請求人が来所し、再度同趣旨を説明するが、②については納得できないとの答えであったため、不服申立てができることを伝えた。

同年〇月〇〇日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、同年〇月〇日から審査請求人の障害者加算を削除し、この削除に伴う保護変更により発生する同年〇月及び〇月分の各月の返納額17,530円を地方自治法施行令第159条の規定に基づく戻し入れとすることとし、また同年〇月以前に支給済みの障害者加算904,910円について法第63条に基づき返還を求めることを決定した。なお、返還方法については、後日再度検討することとした。

同年〇月〇〇日付けで、処分庁は、同年〇月分及び〇月分の保護費について障害者加算を削除する保護変更決定を行うとともに、これにより生ずる各月の返納額17,530円の納付を求めて審査請求人に対し通知した。また、同月〇〇日付けで、平成〇〇年〇月から平成〇〇年〇月までの障害者加算の全額904,910円（以下「本件過支給費用」という。）について、法第63条に基づく返還決定を行い、審査請求人に対し通知した。

3 判断

(1) 審査請求人は、障害の等級「〇級〇〇号」と記載された国民年金・厚生年金保険年金証書、及び障害等級「〇級」と記載された精神障害者保健福祉手帳を保有しているが、前記1(4)によれば、その障害の程度は障害者加算の受給要件に該当しないため、平成〇〇年〇月〇〇日付保護変更決定により、処分庁が同加算を削除したことは妥当であるといえる。

同決定に関して付言すると、同決定に伴い返納を求めた同年〇月及び〇月の各月の同加算額に相当する17,530円について、処分庁が法第80条による返還免除の可否を十分に検討したといえるか否かは、本件処分の当否とは別に問題となり得る（大阪府行政不服審査会（平成29年2月14日）答申第8号、大阪府知事裁決（平成29年3月16日）社援3478号を参照）が、これは本件審査請求の対象外の事項である。

(2) 法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまる。これは、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていること（第1条）に鑑み、現に保護を受けている被保護者に対して、

現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、以上のような同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定（これには返還を全額免除する判断も含まれる）について適切に裁量を行使しなければならない（本件に類似した事案で、法第63条の趣旨を同様に解して返還決定を違法と判示した、福岡地方裁判所平成26年3月11日判決、及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決を参照）。

(3) そこで本件処分がされた経緯をみると、平成〇〇年〇月〇〇日、障害者加算の認定の誤りに気付いた処分庁は審査請求人宅を訪問し、これまでに支給した加算分を返還してもらわなければならないことを伝え、同月〇〇日にも、来所した審査請求人に対し、再度同趣旨の説明をしたが、その際、審査請求人は同加算を含め自身が受領した保護費は全て費消した旨を述べた。その後、処分庁は、同年〇月〇〇日のケース診断会議における検討を経て、審査請求人に対し、同日付けで同年〇月分及び〇月分の障害者加算を削除する保護変更決定を行って各月の返納額17,530円の納付を求め、また同月〇〇日付で法第63条に基づき本件過支給費用の返還を求める本件処分を行った。

以上の経緯からは、処分庁が本件処分を決定するまでの間に、審査請求人の資産や収入の状況、生活実態、本件過支給費用の使用の状況等について、具体的に調査を行ったことを裏付ける事実を認めることができない。また、調査の結果を踏まえ、本件過支給費用の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によってでも求めることが、審査請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、審査請求人世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をした形跡も見出すことができない。

(4) 通例、法第63条に基づく費用返還の取扱いについては、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知の定めが参照される。同通知は、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象

とすること。」としたうえで、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次の定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、その一つに、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」(以下、これを「自立更生費」という。)を挙げている。

本件においても同通知の定める自立更生費の可否が問題となり得ないではないが、本件においては、次のような特段の事情のあることに留意しなければならない。すなわち、そもそも本件過支給費用は、審査請求人が平成〇〇年〇〇月の保護申請時から国民年金・厚生年金保険年金証書の写しを提出していたにもかかわらず、処分庁が同証書により障害の程度の判定を行うべきところ、審査請求人の精神障害者保健福祉手帳をもって障害者加算を認定したという誤った事務処理の結果生じたものであること、またこの点に関して審査請求人には何ら責められるべき事情は存在しないこと、さらに審査請求人は、処分庁が決定した保護費の額を自らが当然受け取るべき額であると信頼してその全額を生活費に費消したものと推認されることである。しかも、本件処分は、本件過支給費用の原因となった処分庁の上記過誤を審査請求人の負担に転嫁する一面を有する点も留意すべきである。

こうした特段の事情の認められる本件においては、処分庁は、法第63条に基づく返還決定にかかる裁量的判断を行うに際し、自立更生費として認められるか否かを重視すべきではない。また、本件過支給費用の使用状況の考慮及び評価について言えば、これが遊興のために浪費されたなど法の目的に反する用途に充てられたという事実が認められない限り、本件過支給費用が審査請求人の生活費に充てられたことをもって法の目的に沿わない使用であると認定することはできない。

(5) 以上より、処分庁は、審査請求人の資産や収入の状況、生活実態など検討すべき諸事情についての調査を尽くしておらず、また、本件処分に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないことにより、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして、本件処分は違法であり、取り消されるべきである。

したがって、本件審査請求は認容すべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員(部会長) 曾和 俊文

委員 中川 元

委員 前田 雅子